

国際宅配便約款

国官参物第二百二十六号認可年月日令和二年一月二十三日

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条～第12条）
- 第3章 貨物の引渡し（第13条～第16条）
- 第4章 責任（第17条～第26条）

第1章 総則

第1条 本約款はヤマト運輸株式会社の「国際宅配便サービス」「国際宅急便」「国際パーセルサービス」に適用されるものとします。

- 2 このサービスは、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業者を営業者をいいます。）が行う貨物の国際運送（又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国際運送）に係る第2種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいいます。）として提供するものです。
- 3 荷送人は本約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。
- 4 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。
- 5 会社は、貨物利用運送事業法を含んだあらゆる法令等に反しない範囲で、特約に応じることがあります。

（定義）

- 第2条 「国際宅配便サービス」（以下「国際宅急便・国際パーセルサービス」といいます。）とは、荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドア運送又は運送の引受け若しくは手配及びそれに付随する附帯業務を「通し運賃料金」で行うことをいいます。
- 2 「国際宅配便貨物」とは、本約款の規定に基づき会社により、「荷送人から、一時に、一箇所で受託され一口として扱われ、一宛先地の一荷受人に宛て、通の運送状で運送される一個の小貨物（以下「貨物」といいます。）をいいます。
- 3 「会社」とは、国際宅急便・国際パーセルサービスを提供するヤマト運輸株式会社をいいます。
- 4 「国際宅配便運送状」とは、荷送人により又は荷送人に代わって作成される書類で、国際宅急便・国際パーセルサービスにつき、荷送人と会社との間の契約を証するもの（以下「運送状」といいます。）をいいます。
- 5 「荷送人」とは、貨物の運送に関して会社と契約を締結した当事者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
- 6 「荷受人」とは、会社が貨物を引渡すべき者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
- 7 「運送人等」とは、会社がその運送のために使用する運送事業者及びその使用人をいいます。
- 8 「条約」とは、次のいずれかのうち、適用になるものをいいます。
 - 1 1929年10月12日ワルソーで署名された「国際航空運送についての規則の統一に関する条約（「ワルソー条約」といいます。）
 - 2 1955年9月28日ヘーグで署名された「1955年にヘーグで改正されたワルソー条約（「改正ワルソー条約」といいます。）
 - 3 1975年9月25日モントリオールで署名された「モントリオール第4議定書で改正された1955年にヘーグで改正されたワルソー条約（以下「モントリオール第4議定書」といいます。）
 - 4 1999年5月28日モントリオールで署名された「1999年航空運送についての規則の統一に関する条約（以下「モントリオール条約」といいます。）
- 9 「SDR」とは、国際通貨基金の定める特別引出権（スペシャル・ドラッグ・ライツ／SDR）をいいます。

第2章 運送の引受け

第3条 荷送人が貨物の運送を委託するときは、荷送人は貨物1口ごとに運送状を作成するものとします。

- 運送状の作成は、荷送人の依頼により、会社が代わって行うことができますが、記載内容についての責任は荷送人にあるものとします。
- 2 運送状の必要記載事項は以下の各号のとおりです。
 - 1 荷送人の氏名・住所・電話番号
 - 2 荷受人の氏名・住所・電話番号
 - 3 貨物の明細（Description）
 - 4 荷送人の署名・年月日
 - 5 申告価格
 - 6 個数・重量・サイズ区分
 - 7 運送状が必要とする記載事項（通関送り状（インボイス）
 - 8 貨物内容は、通関手続きに必要とされる場合送り状（インボイス）を作成し、会社に交付しなければならぬものとします。
- 第5条 荷送人は通関のための通関送り状（インボイス）の記載及び申告事項等が真実かつ正確であることを保証します。もし虚偽の又は不正確な記述を行った場合、没収、競売を含む民事罰及び刑事罰を科される場合があることを了解した時点で、会社は通関を行う代理人として委任されたものとします。
- （貨物の内容点検）
- 第6条 会社は、必要ありと認めた場合、必要な事項について貨物の内容を点検することがあります。

- ただし、点検したことにより当該貨物の運送が、発送地（経由地及び目的地とされる国（又は州、地域）の法令に違反しないことを保証するものではないものとします。
- （荷造り）
- 第7条 荷造りの責任は荷送人にあるものとし、荷送人は貨物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように貨物の荷造りをしなければなりません。荷造りが運送に適さないと認められる場合、会社は荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により貨物の運送に適する荷造りを行うものとします。
- （引受けの拒絶）
- 第8条 会社は、次の場合には運送の引受けを拒絶することがあります。
 - 1 運送の申込みが、本約款によらないものであるとき。
 - 2 荷送人が運送状又は通関送り状（インボイ

- ス）に必要な事項を記載しないとき。
- 3 告事項等が虚偽若しくは正確でないとき。
- 4 運送に適する設備がないとき。
- 5 荷造りが運送に適さないとき。
- 6 運送に関し、荷送人から特別な負担を求められたとき。
- 7 その他、他やむを得ない事情があるとき。

第9条 会社は、以下の各号に掲げる貨物について、その運送を引受けないものとします。

- 1 貨物1口につき、重量が25キログラムを超えるもの。
- 2 貨物1口につき、縦・横・高さの合計が160センチメートルを超えるもの。
- 3 貨物1口の価格が20万円を超えるもの。
- 4 貨物が以下に掲げる物品に該当する場合一 金・銀・白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各国の通貨（紙幣、硬貨）、あらゆる種類の宝飾品、その他の貴重品
- 5 有価証券類
- 6 信書又は現行法で信書と定義された通信手段
- 7 動物植物
- 8 変敗しやすいもの
- 9 火器用爆薬並びに火器
- 10 圧縮ガス
- 11 引火性液体及び固体、可燃性固体
- 12 写真用閃光電球
- 13 磁気性物質
- 14 水銀
- 15 酸その他の腐敗性物質、全ての塩基及び酸化剤
- 16 毒性物質
- 17 腐敗性物質
- 18 危険品と定義されるもの（ICAO危険物規則及びIATA危険物規則による）
- 19 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証
- 20 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム
- 21 クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- 22 武器、遺骨
- 23 銃砲刀剣類
- 24 麻薬類
- 25 不潔な物品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- 26 公序良俗に反するもの
- 27 複数の個人情報報告が内容物に含まれたもの
- 28 法定運送禁止品目
- 29 通過国を含む輸出入国、州、地方自治体、連邦政府の法令によりその輸送、輸出及び輸入等が禁止され、又は制限されている貨物

- 30 会社が不適当と認めたもの
- 2 荷送人は、会社が本約款に基づき貨物の引受け拒絶、運送の中止、停止、若しくは貨物の返還を行うことにより会社が負担した合理的な範囲内の費用及び経費（保管費を含むものとします）、会社が蒙った損失、税金及び関税等の会社が負担した費用について支払う義務があります。
- （運賃料金）
- 第10条 運賃料金は、第2条第1項に記載する「通し運賃料金」とし、その明細は会社が定める料金表によりします。なお、「通し運賃料金」には、発着地集配料、通関料、運賃、取扱手数料等を含みます。
- 2 前項の運賃料金には、関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金、その他の負担金を含まれません。もし、会社がこれらの負担金を支払った場合は、荷受人は直ちに会社にその全額を支払うものとします。
- 3 会社が、荷送人又は荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続きや作業の提供をした場合は、その費用及び負担金は、依頼人の荷送人又は荷受人より収受するものとします。
- 4 荷送人が負担すべき金額を支払わない場合は、荷送人が支払うものとします。
- 5 料金表は、航空運賃の改訂、その他の経済変動等により改訂することがあります。
- （運賃料金の支払い）
- 第11条 前条の運賃料金は、原則として運送の引受け時に支払うものとします。ただし、以下の各号に掲げる場合には荷送人は会社と合意した期限までに支払うものとし、あらかじめ会社の提供する下記種類の請求方法から1つを選択できるものとします。
 - 1 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金（該当する場合）は荷受人が支払います。
 - 2 運賃料金関税等後日精算の場合、荷送人が運賃料金並びに配達先の国の関税、税金（該当する場合）を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、運賃料金、関税等を荷送人、荷受人以外の第三者が支払うことができる請求方法もあるものとします。ただし、事前の会社の承認を必要とします。
- 3 荷受人または第三者が支払いを行わない場合は、荷送人が支払い義務を負うものとします。なお、会社が何らかの税金、関税又は課徴金を荷送人、荷受人またはその他の者に代わって支払うことを要求され、かつ会社が要求のあった金額を関連するものから回収することができない場合は、荷送人は会社より請求があり次第、当該金額を支払う義務を負います。又、荷受人又は第三者に対して請求がなされる場合において荷受人又は第三者が支払い期限の到来した料金を支払わない場合も同様とします。
- （運送経路と方法）
- 第12条 会社は、貨物の取扱、保管、通関及び運送において取るべき手段、経路及び手続について一任され、最善の方法をとるものとします。

- （貨物の引渡し等）
- 第13条 会社は、運送状に記載された場所、荷受人に貨物を引渡します。ただし、配達時、その場所に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡しできない場合は、荷送人又は他の特約が無い限り、代理人又は代理人とみなされる者（荷受人取扱窓口、管理人、家族、同居人、隣人又は荷受人の同僚等）荷受人に代わり荷受人のために貨物の引

- 渡しを受けてくれる者）に、貨物の引渡しをすることができるとします。
- 2 会社は複数回の試みて配達できなかった場合、荷受人が貨物の受取りを拒否した場合、住所が誤っていたために（合理的な方法によつて正しい住所の発見に努めたにも関わらず）配達できない場合、正しい住所が運送状に記載された国とは別の国にあることが判明したために配達できない場合又は配達の際に荷受人から受領すべき金額を回収することができない場合には貨物の運送を中止、又は停止することがあるものとします。
- 3 配達証明を取得するため、会社は電子機器を用いることができるものとします。なお、荷送人は会社が電子的形式で取得、保管されている配達証明を印刷したものを証拠とすることに同意するものとします。
- （貨物の引渡しができない場合の措置）
- 第14条 会社は、運送状の荷受人が記載された住所にいない場合、若しくは荷受人が貨物の受取りを拒んだとき、又はその他の理由により、貨物の引渡しができないときは、遅滞なく、荷送人に対し相当の期間を定め、貨物の処分につき、指図を求めるものとします。
- 2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に必要な費用は荷送人の負担とします。
- （引渡しができない貨物の処分）
- 第15条 会社は、前条第1項に対する指図が無い場合、その指図を求めた日から30日を経過した日までに貨物を保管する後、仕向け国の法令によりこれを売却又はその他の方法により処分をすることができるとします。
- ただし、貨物が変質又は腐敗しやすいものであるときは、直ちに貨物の売却その他の処分をすることができるとします。
- 2 会社は、前項の規定により処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知したものとします。
- 3 会社が、第1項の規定により処分したときは、その代金を指図の請求並びに貨物の保管及び処分に必要な費用及びその他の立替金等に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請求し、余剰があるときは、これを荷送人に返還するものとします。
- （留置権の行使）
- 第16条 会社は、運賃・料金、立替金、その他本約款に基づいて発生する全ての費用の回収のため、貨物に対し留置権を有するものとし、かかる費用の支払いがなされるまで、当該貨物の引渡しを拒絶できるとします。
- 2 会社は、本約款により、荷送人と締結した運送契約に基づいて生じた全ての費用の支払いがなされるまで、当該荷送人との運送契約によつて会社が占有する荷送人の貨物の引渡しを拒絶することができるとします。

第4章 責任

第17条 会社の責任は次のとおりとします。ただし、条約その他の適用法令に別段の定めがある場合で、本条の規定がその条約、適用法令の定めよりも会社の責任を免除し、又は低い限度を定めていることにより無効とされる場合を除きます。

- 2 次項から第5項に定められる場合を除き、貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務によつて滅失、き損し、滅失若しくはき損の原因が生じ、又は遅延したときは、これによつて生じた損害（以下この項において「損害」といいます。）について、その損害の原因となった事故が運送中に生じたものであるときは責任を負います。ただし、その損害が以下に定める場合、あるいは会社の故意又は過失により生じたものでないことが証明された場合は、責任を負わないものとします。
 - （1） 貨物固有の欠陥、自然の消耗
 - （2） 梱包状態、住所、記号、番号等の必要事項の記載の不完全あるいは欠陥
 - （3） 貨物の性質による発火、爆発、蒸れ、かび、腐敗、変色、錆び、その他これに類似する事由
 - （4） X線、放射線、磁気等の影響による障害
 - （5） 同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾、ハイジャック、テロ行為、強盗、事変、戦争及び戦争類似行為等
 - （6） 不可抗力、不可抗力による火災等の災害
 - （7） 予知できない異常交通障害、航行上の危険回避、救助、救難行為
 - （8） 地震、津波、高潮、洪水、暴風雨、地滑り、山崩れ、その他の天災
 - （9） 法令又は公権力の発動による運送の差し止
 - （10） 荷送人の責任とされる記載事項、申告事項の誤記、不備、虚偽の記載、申告、その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
- 2 モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務によつて滅失、き損し、又は滅失若しくはき損の原因が生じたときは、これによつて生じた損害（以下「滅失等」といいます、遅延は含まれません。）に於いて、その滅失等の原因となった事故が運送中に生じたものであるとともに、責任を負うものとなります。
- ただし、その滅失等が以下の原因からのみによる生じたものであることを証明した場合は、責任を負わないものとします。
 - （1） 貨物の固有の欠陥又は性質
 - （2） 会社、会社の従業員若しくは代理人以外の者によつて行われた荷造りの欠陥
 - （3） 戦争又は武力紛争
 - （4） 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官公署の規制、命令又は指示
 - （5） モントリオール条約が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務によつて滅失、き損し、又は滅失若しくはき損の原因が生じたときは、これによつて生じた損害（以下「滅失等」といいます、遅延は含まれません。）に於いて、その滅失等の原因となった事故が生じたものであるとともに、責任を負うものとします。
- 4 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官公署の規制、命令又は指示
- （5） モントリオール第4議定書及びモントリオール条約が適用される、貨物の運送又はそれに付随し

- て会社が行うその他の業務から生じた遅延による損害（以下「遅延」といいます。）について、その遅延が運送中に生じたものであるとともに、その責任を負うものとします。ただし、会社は会社がその遅延を防止するために必要なすべての措置をとったこと又はそのような措置をとることが不可能であったことを証明した場合、責任を負わないものとします。
- 6 荷送人及び荷受人は、いかなる場合においても自己の貨物が他の貨物または会社の財産に損害を与えた場合には、それにより会社が蒙ったすべての損失及び費用を会社に弁償するものとします。会社は航空機、人員その他の物に害を及ぼす恐れのある貨物を予告なしに廃棄し又は破壊することができ、かつ、そのためにはなんら責任を負わないものとします。
- 8 貨物の滅失等に係る会社の責任は、貨物1口当たり20万円を限度とし、荷送人が申告価額の申告をしなかった場合には、当該貨物1キログラム当り2SDRを限度とします。
- 前項の場合、損害賠償の請求にあたっては、貨物の実際の購買価額、同種同品質の貨物の通常の価額又はそのいずれでもない場合は、限度内で正当と認められるその貨物の価額を基礎に算出される当該貨物の実際の損害額を超えることはできません。

- 9 貨物の遅延に関する会社の責任は、当該貨物に係る運賃料金の額を限度とします。
- 10 会社は、遅延による損害以外のいかなる間接的な損害に対しても責任を負わないものとします。即ち、貨物について直接発生した物の損害に対するのみ責任を負い、その結果発生した間接的損害については責任を負いません。係る間接的損害は、得べかりし利益、利息及び効用の損失並びに商機の逸失による損失を含むものとし、これらに限定されません。
- 11 損害賠償に関する通貨換算は、訴訟の場合には、最終口頭弁論終結の日有効な換算率を適用し、訴訟以外の場合には、支払うべき損害賠償額の確定した日に有効な換算率を適用するものとします。

（危険回避の処理と損害賠償）

- 第18条 会社は、運送中に貨物の性質、欠陥等により人若しくは他の物品に害が及んだ場合又は及ぶと認められる場合は、状況に応じ何時何処でも運送の中断、貨物の点検、取卸し、破壊、破壊又は無害化等の処置を行うことができます。
- 2 この場合、当該貨物の処置にかかる費用及びその責任を負うものとします。
- 3 これらの危険回避処理の結果生じた損害については、会社が責任を負いません。
- （不法行為責任）
- 第19条 会社は、荷送人または荷受人が貨物に関する会社または運送人等の不法行為による損害賠償を会社に対し請求した場合においても、本約款の規定を援用することができるとします。
- （免責の援用）
- 第20条 会社の使用人または運送人等は、荷送人または荷受人に対し、本約款における免責に関する規定を援用することができるとします。
- （クレームの期間及び方法）
- 第21条 貨物が、何ら苦情もなく荷受人に引き渡された場合、又は受領書上に事故等の記載がなく、配達完了の記録がなされ、引き取られた場合は、貨物は正常に、運送契約に従い運送されたことの証拠となります。

- 2 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文書をもって、会社に提出されなければならず、会社はその損害賠償の請求の受理はしないものとします。
 - （1） 貨物にき損のあった場合は、荷受人による物品受領の日から14日以内
 - （2） 品受領の日から21日以内
 - （3） 貨物に滅失のあった場合は、運送状発行の日から120日以内
- （連絡運輸又は利用運送の際の責任）
- 第22条 会社は、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合があります。この場合においても、運送上の責任は、本約款により会社が負うものとします。
- （荷送人の賠償責任）
- 第23条 荷送人は、貨物の性質又は欠陥により会社に与えた損害について、損害賠償の責任を負うものとし、ただし、荷送人が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったときは、この限りではありません。
- （出訴期間）
- 第24条 会社に対する責任に関する請求する権利は、到着地で荷受人に貨物を引き渡した日から、起算して2年の期間内に提起しなければならぬものとします。
- 2 前項の期間の計算方法は、発地国である日本の法令に従うものとします。
- （裁判の管轄）
- 第25条 会社に対する訴訟は、発地国である日本の会社の本店の所在地又は会社が当該契約を締結した営業所の所在地の裁判所に提起しなければなりません。

- 2 会社に対する訴訟の手続は、発地国である日本の法令によるものとします。
- （約款の適用と法令）
- 第26条 本約款の規定が、条約、法律、政府の規則、命令又は要求に反する場合、その規定は、これらの法令と抵触しない限度において適用されるものとし、そのいかなる規定の無効も、他の規定に影響を及ぼすものではありません。